

国立研究開発法人土木研究所内部通報等に関する規程

平成18年12月25日規程第20号
一部改正 平成24年 4月10日規程第 9号
一部改正 平成27年 3月30日規程第35号
一部改正 平成28年 3月30日規程第18号
一部改正 令和 2年 3月31日規程第10号
一部改正 令和 3年 7月 1日規程第15号
一部改正 令和 4年 2月 1日規程第28号
一部改正 令和 4年 7月22日規程第20号
一部改正 令和 5年 3月24日規程第 2号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人土木研究所(以下「研究所」という。)の内部通報及び外部通報に関する制度を設けることにより、法令、研究所の規程等に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は個人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、若しくは害するおそれがある行為その他研究所の業務運営を害し、若しくは害するおそれのある行為(以下「違法行為等」という。)の早期発見及び是正を図り、もって研究所の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は次の各号に定めるところによる。
- 一 役職員等 (国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する理事長及び監事、同条第2項に規定する理事、国立研究開発法人土木研究所職員就業規則(平成18年規程第1号)第2条第1項に規定する職員及び同条第2項に規定する非常勤職員、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所職員就業規則(平成18年独立研寒管第16号)第2条第1項に規定する職員及び同条第2項に規定する非常勤職員その他研究所の業務を行う者)
 - 二 内部通報 (役職員等が役職員等の違法行為等を研究所に通報すること)
 - 三 外部通報 (役職員等以外の者が役職員等の違法行為等を研究所に通報すること)
 - 四 内部通報等 (内部通報及び外部通報)
 - 五 通報者 (内部通報等を研究所に通報した者)
 - 六 被通報者 (内部通報等において違法行為等に関わっているとされる者)
 - 七 相談 (内部通報等をしようとする者が、通報を行うにあたり、必要な助言等を受けること)

(通報窓口)

- 第3条 内部通報等の受付及び相談に関する窓口(以下「通報窓口」という。)を適正業務推進室に設置し、適正業務推進室に内部通報等受付管理者(以下「受付管理者」という。)を置く。
- 2 受付管理者は、適正業務推進室長をもって充てる。
- 3 第1項に規定する通報窓口のほか、必要に応じて外部有識者による通報窓口(以下「外部窓口担当者」という。)を設置することができる。

(内部通報等の受付)

- 第4条 通報窓口に内部通報等又は相談を行おうとするときは、以下に掲げる事項を電子メール、FAX、書面により連絡又は面会により行うものとする。
- 一 通報者の氏名
 - 二 通報者の所属(内部通報の場合に限る。)
 - 三 通報者の住所及び電話番号(外部通報の場合に限る。)
 - 四 被通報者の氏名及び所属
 - 五 違法行為等の内容
- 2 外部窓口担当者に内部通報等を行おうとするときは、前項各号に掲げる事項を電子メール又はFAXにより連絡するものとし、連絡後に電話により補足説明することができる。
- 3 外部窓口担当者は、通報を受けたときは、第1項第1号から第3号までの事項(以下「氏名等」という。)が明らかにならないような措置を講じたうえで通報内容を書面にて受付管理者に通知するものとする。ただし、通報者が氏名等を明らかにすることを希望したときは、氏名等を含めて通知するものとする。
- 4 受付管理者は、通報者の氏名等を他の者に開示してはならない。

(通報者の責務)

- 第5条 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づく内部通報等を行うものとし、人事上の処遇の不満、誹謗中傷等の個人的な感情によって行ってはならない。
- 2 通報者は、通報にあたり、他人の正当な利益又は公益の利害を害することのないように努めなければならない。

(内部通報等の処理)

- 第6条 受付管理者は、第4条第1項に規定する内部通報等があったとき又は同条第3項に規定する通知があったときは、適正業務推進室職員に指示し、違法行為等の内容を調査する。
- 2 受付管理者は、前項の調査結果を理事長へ報告し、理事長は、当該通報の内容の合理性を確認し、通報の受理又は不受理を決定する。ただし、次に掲げる事項に該当する場

合は、受理しないものとする。

- 一 内容が具体性を伴わず不分明なもの
 - 二 内容が虚偽であることが明らかなもの
 - 三 匿名で行われたもの
 - 四 その他内部通報等に該当しないことが明らかなもの
- 3 前項の規定により理事長が通報の受理を決定したときは、理事長は、次条に規定する内部通報等調査委員会を招集するとともに、監事にその旨を報告するものとする。
- 4 第2項の規定により理事長が通報の受理を決定したときは、受付管理者は、通報者又は外部窓口担当者に書面にて通知することとし、不受理の決定をしたときは、受付管理者は、通報者に書面にてその旨を通知するものとする。
- 5 外部窓口担当者は、前項による通知を受けたときは、通報者に書面にて通知する。
- 6 第1項の調査の結果、悪意に基づく通報であると理事長が認める場合は、必要に応じ、通報者の氏名の公表、国立研究開発法土木研究所懲戒規程(平成18年規程第27号)等の規定に基づく懲戒処分又は訓告等(以下「懲戒処分等」という。)、刑事告発等の措置を講ずるものとする。

(内部通報等調査委員会)

第7条 内部通報等に関する調査を行う機関として、研究所に内部通報等調査委員会を置く。

- 2 内部通報等調査委員会は、委員長、常任委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 委員長は、理事長をもって充てることとし、委員長は、内部通報等調査委員会を招集し、総括する。
- 4 常任委員は、国立研究開発法土木研究所における役員の事務分掌等に関する規程(平成27年規程第18号)第4条の規定する理事、審議役、研究調整監、総務部長、企画部長及び管理部長とし、内部通報等調査委員会の議事は、常任委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、監査役、地質監、河川総括研究監、道路構造物総括研究監、戦略的イノベーション研究推進事務局長、次長、研究企画監、耐震研究監、総括研究監、特別研究監、地質研究監、技術推進本部長、寒地技術普及推進監、技術開発調整監及び各研究グループ長をもって充てる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 7 委員長は、必要に応じて外部の有識者を臨時委員として委嘱することができる。
- 8 監事は、内部通報等調査委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 9 委員長は、必要があると認めた場合は、常任委員及び臨時委員以外の国立研究開発法土木研究所職員就業規則(平成18年規程第1号)第2条に規定する職員及び国立研究開発法土木研究所寒地土木研究所職員就業規則(平成18年独立研寒管第16号)第

2条に規定する職員に内部通報等調査委員会への出席を求めることができる。

10 内部通報等調査委員会の運営に関する事務は、適正業務推進室が行う。

11 この規程に定めるもののほか、内部通報等調査委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(是正措置等)

第8条 理事長は、内部通報等委員会において違法行為等があったと認定された通報について、当該通報に係る違法行為等を是正するために必要な措置を講ずる。

2 前項の場合において、理事長は、必要に応じ、被通知者に対して懲戒処分等を行うものとする。

3 理事長が前2項に規定する措置等を行った場合は、監事にその旨を報告するものとする。

4 第1項の場合において、受付管理者は、内部通報等委員会における調査結果について、通報者又は外部窓口担当者に書面により通知する。

(通報者の保護)

第9条 役職員等は、通報者に対し、内部通報等を行ったことを理由に解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(情報の記録と管理)

第10条 受付管理者は、通報者の氏名、内部通報等の経緯、内容、証拠等の記録を厳重に保管し、当該記録の漏洩、滅失又は毀損の防止に努めなければならない。

(守秘義務)

第11条 役職員等及び当該内部通報等に関与した者は、内部通報等に関する職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(他の規程等との関係)

第12条 次の各号に掲げる事項に関する内部通報等については、この規程を適用せず、次の各号に掲げる規程の定めるところによる。

- 一 研究上の不正に関するもの研究上の不正への対応に関する規程(平成19年規程第1号)
- 二 セクシュアル・ハラスメントに関するもの国立研究開発法人土木研究所セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成18年規程第23号)
- 三 前2号に掲げるもののほか、研究所の規程等に通報等の定めのあるもの当該規程

等

2 受付管理者は、前項各号に掲げる内部通報等であることが明らかな通報があった場合は、当該通報を担当する者に通知又は通報者に担当する者を通知するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、内部通報等に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成18年12月25日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。